

令和5年第8回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年8月25日(金) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	7 加藤俊子
【傍聴人】	1 人
事務局長	<p>只今より、令和5年第8回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>4番の荒岡委員と、5番の岩崎委員にお願いします。</p> <p>これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、入室するよう事務局から伝えてください。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案第1号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載の</p>

	<p>とおりで。</p> <p>こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は、当初から農用地区域外となっております。農地区分については、10ha以上の連坦性があり、第2種農地や第3種農地にも該当しないことから、第1種農地と考えております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>建築面積は119.24㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、コンクリートブロックを内積みする計画です。</p> <p>また、申請地には2台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が1台、来客用が1台となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>8月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案第2号件について説明させていただきます。  譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。  転用目的は駐車場敷地で、農地区分は第3種農地と考えております。  申請地から500m以内に2つの教育施設があり、前面道路にガス管と上水道管が埋設されているためです。3種農地の場合、一般基準を満たしている場合、原則許可することになっております。  今回の転用行為に伴い、新たな建築行為や排水計画はございません。  転用に至った経緯、面積の必要性の検討については、理由書をご覧くださいただければと思います。  また、建築行為がないことから、都市計画法に基づく開発許可は不要となることを桶川市建築課に確認済みとなっております。  なお、申請地と前面道路との境界に多少の段差がありますが、車両が出入りする部分の側溝を入れ替え、段差が生じない状態にするとのことで代理人からは伺っております。  事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>8月18日に現地調査を行いました。  申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。  現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは、第1号議案第2号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。  第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p>

事務局	<p>続きまして、第2号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。買い取り申出者は、被相続人の妻でございます。</p> <p>被相続人が死亡したことにより、申出者が対象地を相続することとなりました。</p> <p>今後、生産緑地の解除を行うにあたり、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することが農業委員会に求められております。そして、その旨の証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。</p> <p>本件の場合、被相続人は亡くなっており、農地を経営することが困難であることは明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが必要となっております。</p> <p>事務局で所有農地の過去の航空写真を確認しましたが、生前も農地は適正に管理されている状態でした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>8月18日に現地調査を行いました。</p> <p>対象地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告を、原島委員よりお願いします。</p>
原島委員	<p>買い取り申出者への聞き取りを行いました。被相続人は亡くなる4カ月前まで、野菜全般を栽培していたとのことでした。</p> <p>その後の従事状況ですが、対象地は親族の手により農地として維持・管理がされておりました。</p> <p>聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>

荒岡委員	<p>本件は、持分2分の1の者が亡くなり、買取り申出に至っていますが、仮に持分100分の1の者が亡くなった場合でも、買取り申出を行うことは可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>生産緑地法第10条第2項によると、買取り申出を行うことができるのは、主たる従事者が死亡又は故障したときのみであるため、亡くなった方が主たる従事者であれば、仮に持分が100分の1であったとしても、買取り申出が可能ということになります。</p>
荒岡委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に、第2号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分 の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第5条の届出が10件となっております。転用目的は、住宅敷地が9件、駐車場及び資材置場が1件となっております。 なお、令和5年8月10日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、生産緑地地区の買取りの斡旋について、説明をいたします。 お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。 生産緑地法第13条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなけ</p>

	<p>ればならない。」と定められております。</p> <p>桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買い取りの斡旋について、依頼されております。</p> <p>委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和5年9月25日（月）までに農業委員会事務局までご連絡ください。</p> <p>なお、買い取り希望価格等の詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。</p> <p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和5年9月15日（金）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年9月25日（月）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。慎重審議ありがとうございました。事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後2時44分